

新居浜工業高等専門学校無料職業紹介業務個人情報適正管理要項

平成 16 年 5 月 13 日要項第 4 号

- 第 1 新居浜工業高等専門学校無料職業紹介業務運営規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の適正管理に関し必要な事項を定める。
- 第 2 個人情報の取扱者を職業紹介業務担当者とする。
- 第 3 職業紹介業務担当者は、その業務に関して知り得た個人情報及び法人である雇用主に関する情報を他人に漏らしてはならない。業務に従事する者でなくなった後も同様とする。
- 第 4 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、本校は、公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習会等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるように配慮するものとする。
- 第 5 取扱者は、個人の情報に関して、求職者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
- 第 6 求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申請があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をするものとする。なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者は、学生主事とする。

附 則

この要項は、平成 16 年 5 月 13 日から実施する。